



金沢市公報

号外第22号の3

平成16年(2004年)6月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境保全課) 3
金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 (財政課) 1	1	金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (") 3
金沢市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則 (市民課) 1	1	金沢市道路占用規則の一部を改正する規則 (生活道路整備課) 4
金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (福祉総務課) 2	2	租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導課) 4

規 則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第58号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則(昭和44年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中央市場事業勘定科目表中

「		車両減価償却累計額 建設仮勘定	」
---	--	--------------------	---

を

「		車両減価償却累計額 資産滅失未決算 建設仮勘定	」
---	--	-------------------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年度の決算から適用する。

金沢市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

金沢市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市印鑑条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市印鑑条例施行規則(平成8年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(登録申請者の本人確認の方法)

第3条の2 条例第5条第2項第1号の市長が適当と認める書類は、健康保険の被保険者証、年金手帳等の官公署の発行した書類その他官公署の発行した書類以外の書類で登録申請者が本人であることを確認することができるものとする。

(金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成7年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 条例第5条第2項第1号の市長が適当と認める書類は、健康保険の被保険者証、年金手帳等の官公署の発行した書類その他官公署の発行した書類以外の書類で確認書の提出をした者が本人であることを確認することができるものとする。

(金沢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市市民カードの交付等に関する規則(平成8年規則第90号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「提出」の次に「及び健康保険の被保険者証、年金手帳等の官公署の発行した書類その他官公署の発行した書類以外の書類で申請者が本人であることを確認することができるものの提示」を加え、同条第3項中「前項第1号」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の確認に関し、必要があると認めるときは、当該申請者その他関係人に対し、質問をすることができる。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第60号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第3の備考第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同備考第2項第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

別表第4の備考第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同備考第2項第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

別表第5の備考第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同備考第2項第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同備考第2項第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同備考第2項第2号中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

(金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則(平成10年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同備考第2項第2号中「第41条

第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第3から別表第5までの規定は、平成16年7月分からの徴収金又は自己負担金の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分を除く。）について適用し、平成16年6月分までの徴収金又は自己負担金の額の算定（平成15年度分の市町村民税額の計算に係る部分を除く。）及び同年7月分からの徴収金又は自己負担金の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、平成16年7月分からの徴収金の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分を除く。）について適用し、平成16年6月分までの徴収金の額の算定（平成15年度分の市町村民税額の計算に係る部分を除く。）及び同年7月分からの徴収金の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則別表第2の規定は、平成16年7月分からの徴収金の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分を除く。）について適用し、平成16年6月分までの徴収金の額の算定（平成15年度分の市町村民税額の計算に係る部分を除く。）及び同年7月分からの徴収金の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の金沢市における保育の実施に関する条例施行規則別表第1の規定は、平成16年4月分からの保育料の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分を除く。）について適用し、平成16年3月分までの保育料の額の算定及び同年4月分からの保育料の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第61号

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「生活排水による水質の汚濁の防止等」を「ばい煙等の発生の防止」に改める。

「第2節 生活排水による水質の汚濁の防止等」を「第2節 ばい煙等の発生の防止」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

別表第3その4第1号中「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和47年石川県条例第21号）」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）別表第1」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第62号

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自然環境保全条例施行規則（平成5年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号々中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同項第7号ア中「第22条の11第1号」を「第22条の11第1項第1号」に改め、同号ケ中「国土交通大臣の認可を受けた」を「国土交通大臣に協議し、その同意を得た」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第63号

金沢市道路占用規則の一部を改正する規則

金沢市道路占用規則（昭和29年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第64号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第1条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則（昭和58年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項、第7条、様式第1号及び様式第5号その1中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

第2条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和58年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定及び様式第1号中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成16年(2004年)6月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)6月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
	定価 100円	印刷所	(株) 共 栄